

昭和二十二年法律第四十二号

昭和二十二年法律第四十二号（公債金特別
會計法外四法律の廃止等に関する法律）

抄

第一条 左の法律は、これを廃止する。

公債金特別會計法

為替交易調整特別會計設置等為替交易調整法

特殊財産資金特別會計法

学校特別會計法

大正十三年法律第十号（高等諸学校震災復旧

諸費に関する予算の施行に関する法律）

第九条 昭和二十一年勅令第百十号第三条第二項

の規定により一般會計の所屬となる経費の財源
の不足を補うため、国は、公債を発行し又は借
入金をすることができる。

前項の規定による公債及び借入金の限度額に
ついては、予算を以て、国会の議決を経なけれ
ばならない。

昭和二十一年勅令第百十号第三条第二項の規
定により一般會計の所屬となるべき経費及びそ
の他の経費に国庫金を一時繰替使用したことに
因り生じた国庫金出納上の不足を補うため、国
は、百億円を限り、日本銀行から借入金をなす
ことができる。

第十二条 この法律の施行に関し必要な事項は、
政令でこれを定める。

附 則

第十三条 この法律は、昭和二十二年四月一日か
ら、これを施行する。但し、第五条、第八条及
び第九条第三項の規定は、公布の日から、これ
を施行する。